◎入札の流れ

売却物件の確認

〇岩出市の掲示板及びウェブサイトに物件の詳細を記載していますので、ご確認ください。
〇申込資格があるか事前にご確認ください。（岩出市普通財産売払事務取扱要綱第5条）

現地説明会

〇入札参加の前に物件を確認したい方に現地説明会を開催します。
〇参加を希望される方は、事前に市役所財務課までご連絡ください。
　ご連絡いただいた際に、日時等の詳細をお伝えします。

入札参加申込

※受け付けは直接持参のみで、郵送では受け付けませんので、ご注意ください。
〇必要書類をご提出ください。（岩出市普通財産売払事務取扱要綱第9条）

【必要書類】
- ・入札参加申込書
- ・印鑑証明書
- ・住民票の写し（個人）
- ・身分証明書等（個人）
- ・法人登記簿謄本（法人）
- ・資格証明書等（法人）
- ・役員一覧（法人）
- ・納税証明書

入札保証金の納付

〇予定価格の10分の1以上の額を入札日の5日前までにお支払いください。
〇納付書は市役所財務課にてお渡しします。
（例：予定価格が100万円の場合の入札保証金は10万円以上。）
※入札保証金をお支払いただけないと、入札には参加できません。

入札

〇入札書を提出いただき、予定価格以上で最高価格の方を落札者として決定します。
〇同額の場合はくじで決定します。

入札保証金の還付

〇落札者以外の方に入札保証金をお返しします。
〇落札者の方は契約締結後にお返しします。
（契約保証金の一部にする事もできます。）

契約保証金の納付

〇売買代金の10分の1以上の額をお支払ください。
（例：落札額が110万円の場合の契約保証金は11万円以上。
　上の例で入札保証金10万円を納付している場合は不足額1万円以上。）
〇入札保証金を充てた場合で、不足がある場合はその不足額をお支払ください。
〇契約保証金は売買代金の一部にする事ができます。
〇納付書は市役所財務課にてお渡しします。

契約締結

〇入札日から10日以内に契約を締結します。
〇契約の締結にかかる印紙は落札者負担となります。

売買代金の納付

〇契約書に定める期限までに売買代金の全額をお支払ください。
〇契約保証金を充てた場合は、売買代金から控除した額をお支払ください。
（例：落札額110万円、契約保証額11万円の場合は残り99万円）
〇納付書は市役所財務課にてお渡しします。

所有権の移転

〇売買代金を完納したときに所有権が移転します。
〇所有権の移転登記は市で行いますが、登録免許税は落札者負担となります。